

令和3年度山形県中心市街地・商店街活性化支援事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、市町村が中心市街地活性化に向け、第2条に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則(昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、市町村に対して予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助事業及び補助対象経費)

第2条 補助事業は、市町村が次条の事業(以下「間接補助事業」という。)に対して経費を補助する事業とし、補助対象経費は、次条の事業者(以下「間接補助事業者」という。)が間接補助事業を行うのに必要な経費(以下「間接補助対象経費」という。)のうち、市町村が補助する以下の経費とする。

| 項目 |                    | 補助対象経費  |
|----|--------------------|---|
| 1  | 中心市街地等活性化計画づくり支援事業 | 謝金、旅費、会議費、会場借料、調査分析費、通信運搬費、店舗等賃借料、無体財産購入費、設営費、広報費、借料・損料、消耗品費、委託費、雑役務費、原稿料、印刷製本費、光熱水費、資料購入費、原材料費 |
|    | 賑わいづくり実践支援事業       |   |
| 2  | 中心市街地等活性化計画実行支援事業  | 1の対象経費に加え、施設整備費、店舗改装費、備品費   |

(間接補助事業、間接補助事業者及び補助金の額)

第3条 間接補助事業は、次表の区分毎に掲げる対象事業とする。また、間接補助事業者及び補助内容は次表の各区分のとおりとし、補助金の額は区分毎に定める額の合計額以内とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 この補助金の交付対象となる経費は、令和3年4月1日以降にかかる経費とする。

| 区分  | 項目                 | 事業内容  | 間接補助事業者  | 補助内容  |
|-----|--------------------|---|--|---|
| (1) | 中心市街地等活性化計画づくり支援事業 | 中心市街地や商店街の活性化に向けた合意形成や計画策定をするため、将来ビジョンの検討や調査、会議、学習会、ワークショップ、イベント等 | 商店街振興組合、事業協同組合、商工会議所、商工会、まちづくり会社、まちづくりNPO、LLP、LLC、規約を備えた任意組織等、左記事業の事務局を務める組織 | 市町村補助額の同額以内の額かつ補助対象経費の2分の1以内の額<br>ただし、補助金の額の上限を300千円とする |

|     |                           |   |  |  |
|-----|---------------------------|---|--|--|
| (2) | 中心市街地等<br>活性化計画実<br>行支援事業 | 【計画実行立上げ補助事業】<br>中心市街地活性化基本計画や商店街活性化事業計画等、商店街や計画策定団体、行政等が将来ビジョンの実現に向けて定めた計画に掲げる事業のうち、国による補助金の交付対象以外の事業  | 左記事業の実施主体となる組織（行政組織を除く）  | 市町村補助額の同額以内の額<br>かつ間接補助対象経費の3分の1以内の額又は補助対象経費の2分の1以内の額のいずれか低い額<br>ただし、補助金の額の上限を1,000千円とする |
| (3) | 同上                        | 【商店街環境整備補助事業】<br>中心市街地活性化基本計画や商店街活性化事業計画等、商店街や計画策定団体、行政等が将来ビジョンの実現に向けて定めた計画に掲げる事業に位置付けられた商店街振興組合等が所有する共同施設（アーケード、街路灯、防犯カメラ、路面舗装、駐車場等）の更新に係る事業 | 商店街振興組合、事業協同組合、規約を備えた任意組織等、左記事業の事務局を務める組織                          | 市町村補助額の2分の1以内の額<br>ただし、補助金の額の上限を1,000千円とする   |
| (4) | 賑わいづくり<br>実践支援事業          | 【実践者向け補助事業】<br>中心市街地や商店街の活性化に向けた賑わい創出や個店の魅力向上を図る事業  | 商店街振興組合、事業協同組合、まちづくり会社、まちづくりNPO、LLP、LLC、規約を備えた任意組織等、左記事業の事務局を務める組織 | 市町村補助額の同額以内の額<br>かつ補助対象経費の2分の1以内の額<br>ただし、補助金の額の上限を250千円とする                              |
| (5) | 同上                        | 【支援機関向け補助事業】<br>中心市街地や商店街の活性化に向けて、支援機関が中心となり、意欲ある事業者等の取組みを後押しする事業   | 商工会議所、商工会  | 同上   |

（補助金交付申請）

第4条 規則第5条に定める補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別紙1の1、別紙1の2、別紙1の3、別紙1の4、別紙1の5）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 中心市街地等活性化計画実行支援事業にあつては、中心市街地活性化基本計画等の計画書

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の控除）

第5条 市町村長は、間接補助事業の補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規

定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付を申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定の通知）

第6条 知事は、第4条の規定により補助金等交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、当該市町村長に通知するものとする。

2 知事は、前項による交付決定に当たっては、前条により補助金に係る消費税及び特別地方消費税に係る仕入れ控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税額に係る仕入れ控除税額については、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（条件）

第7条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は次の各号に掲げる変更とする。

(1) 補助対象経費の経費ごとに3割以内の変更

(2) 補助目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更

2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別紙3）を知事に提出しなければならない。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ、補助事業中止（廃止）承認申請書（別紙4）を知事に提出しなければならない。

（補助事業遅延等の報告）

第9条 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、規則第7条第1項第2号の規定により、補助事業遅延等報告書（別紙5）を知事に提出し指示を受けなければならない。

（状況報告）

第10条 規則第12条に規定する補助事業等状況報告書は、次条に定める補助事業実績報告書の提出をもって代えるものとする。

（実績報告）

第11条 規則第14条に定める補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業完了後30日を経過する日又は令和4年4月15日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次の各号のとおりとする。

(1) 事業実績書（別紙1の1、別紙1の2、別紙1の3、別紙1の4、別紙1の5）

(2) 収支精算書（別紙2）

（概算払）

第12条 知事が必要と認めるときは、請求に基づき補助金の概算払いをすることがある。

2 市町村長は、補助金の概算払いを受けようとするときは、補助金概算払請求書（別紙6）に概算払いを必要とする理由書及び資金計画書を添付して、知事に提出しなければならない。

3 市町村長は、概算払いにより補助金の交付を受けたときは、遅滞なく間接補助事業者に補助金

を交付しなければならない。

(財産の管理)

第13条 市町村長は、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産」という。）について、台帳を設け、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意を持って管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第14条 規則第22条第1項第1号により、知事が指定する財産は、取得価格又は効用の増加額が1件500千円以上の不動産及びその従物とする。

- 2 市町村長が規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（別紙7）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は前項の承認をする場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。
- 4 規則第22条ただし書きの規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

(帳簿等の備付等)

第15条 市町村長は、補助事業に係る関係書類を当該補助事業終了年度から起算して5年間保存しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 市町村長は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（別紙8）により、すみやかにその内容を知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(書類の提出)

第17条 この補助金に関して知事に提出する書類は正副2部とし、所轄の総合支庁に提出するものとする。



### 3 経費の配分

(単位：円)

| 事業経費区分 | 事業費<br>(A)+(B)+(C) | 補助事業に要する<br>(した)経費<br>(A)+(B) | 負担区分        |               |                |
|--------|--------------------|-------------------------------|-------------|---------------|----------------|
|        |                    |                               | 県補助金<br>(A) | 市町村補助金<br>(B) | 間接補助<br>事業者(C) |
| 〇〇費    |                    |                               |             |               |                |
| 〇〇費    |                    |                               |             |               |                |
| 合 計    |                    |                               |             |               |                |

### 4 事業概要、事業効果（予定又は実績）

- ※ 事業概要：計画づくりが2年目以降の場合、これまでの取組みと今後の展開についても併せて記載
- ※ 事業効果：事業計画書では計画を策定することで期待される効果を記載、事業実績書では計画書と比較した内容で具体的に記載
- ※ 事業実績書の添付書類：写真、開催案内、チラシ、報告書その他実施状況がわかるもの



### 3 経費の配分

(単位：円)

| 事業ごとの<br>経費区分 | 間接補助対象<br>事業費<br>(A)+(B)+(C) | 補助事業に要する<br>(した)経費<br>(A)+(B) | 負担区分        |               |                |
|---------------|------------------------------|-------------------------------|-------------|---------------|----------------|
|               |                              |                               | 県補助金<br>(A) | 市町村補助金<br>(B) | 間接補助<br>事業者(C) |
| 〇〇事業          | (小計)                         |                               |             |               |                |
| 〇〇費           |                              |                               |             |               |                |
| 〇〇費           |                              |                               |             |               |                |
| 〇〇費           |                              |                               |             |               |                |
| 〇〇事業          | (小計)                         |                               |             |               |                |
| 〇〇費           |                              |                               |             |               |                |
| 〇〇費           |                              |                               |             |               |                |
| 〇〇費           |                              |                               |             |               |                |
| 合 計           |                              |                               |             |               |                |

### 4 計画実行支援事業の実施効果（予定又は実績）

※ 事業計画書の添付書類：中心市街地活性化基本計画等の計画書

(既に提出している場合、関係部分の写しに代えても可)

※ 事業実績書の添付書類：写真、開催案内、チラシ、報告書その他実施状況がわかるもの



別紙 1 の 3

中心市街地等活性化計画実行支援事業（商店街環境整備補助事業） 事業計画（又は実績）書

1 計画

(1) 計画の名称及び策定主体、策定年月日  
(根拠となる法律等の名称： )

(2) 策定主体の連絡先住所及び電話番号、メールアドレス

2 間接補助事業の概要（予定又は実績）

| 事業名（上段）     | 事業内容 | 実施期間 |
|-------------|------|------|
| 事業実施主体名（下段） |      |      |
|             |      |      |
|             |      |      |

### 3 経費の配分

(単位：円)

| 事業<br>経費区分 | 間接補助対象<br>事業費<br>(A)+(B)+(C) | 補助事業に要する<br>(した) 経費<br>(A)+(B) | 負 担 区 分     |               |                |
|------------|------------------------------|--------------------------------|-------------|---------------|----------------|
|            |                              |                                | 県補助金<br>(A) | 市町村補助金<br>(B) | 間接補助<br>事業者(C) |
| 〇〇費        |                              |                                |             |               |                |
| 〇〇費        |                              |                                |             |               |                |
| 合 計        |                              |                                |             |               |                |

### 4 計画実行支援事業の実施効果（予定又は実績）

※ 事業計画書の添付書類：中心市街地活性化基本計画等の計画書

(既に提出している場合、関係部分の写しに代えても可)

※ 事業実績書の添付書類：写真、開催案内、チラシ、報告書その他実施状況がわかるもの



### 3 経費の配分

(単位：円)

| 事業経費区分 | 事業費<br>(A)+(B)+(C) | 補助事業に要する<br>(した)経費<br>(A)+(B) | 負担区分        |               |                |
|--------|--------------------|-------------------------------|-------------|---------------|----------------|
|        |                    |                               | 県補助金<br>(A) | 市町村補助金<br>(B) | 間接補助<br>事業者(C) |
| 〇〇費    |                    |                               |             |               |                |
| 〇〇費    |                    |                               |             |               |                |
| 合 計    |                    |                               |             |               |                |

### 4 事業実施による効果（予定又は実績）

- ※ 事業計画書では事業を継続することで期待される効果を記載、事業実績書では計画書と比較した内容及び事業の自立（補助事業終了後の継続性）について具体的に記載
- ※ 事業実績書の添付書類：写真、開催案内、チラシ、報告書その他実施状況がわかるもの



### 3 経費の配分

(単位：円)

| 事業経費区分 | 事業費<br>(A)+(B)+(C) | 補助事業に要する<br>(した) 経費<br>(A)+(B) | 負担区分        |               |                |
|--------|--------------------|--------------------------------|-------------|---------------|----------------|
|        |                    |                                | 県補助金<br>(A) | 市町村補助金<br>(B) | 間接補助<br>事業者(C) |
| 〇〇費    |                    |                                |             |               |                |
| 〇〇費    |                    |                                |             |               |                |
| 合計     |                    |                                |             |               |                |

### 4 事業実施による効果（予定又は実績）

- ※ 事業計画書では事業を継続することで期待される効果を記載、事業実績書では計画書と比較した内容及び事業の自立（補助事業終了後の継続性）について具体的に記載
- ※ 事業実績書の添付書類：写真、開催案内、チラシ、報告書その他実施状況がわかるもの

## 収支予算（又は精算）書

## 《収入の部》

(単位：円)

| 区 分               | 予算額 | (精算額) | (比較増減) | 備 考 |
|-------------------|-----|-------|--------|-----|
| 県補助金<br>(市町村一般財源) |     |       |        |     |
| 合 計               |     |       |        |     |

## 《支出の部》

(単位：円)

| 区 分 | 予算額 | (精算額) | (比較増減) | 備 考 |
|-----|-----|-------|--------|-----|
| 補助金 |     |       |        |     |
| 合 計 |     |       |        |     |

文 書 番 号  
令和 年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

申請者 住所  
名称及び代表者氏名

令和 3 年度山形県中心市街地・商店街活性化支援事業費補助金  
事業計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり計画を変更し、補助金 円の追加交付（減額承認）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

(注) 別紙 1 及び 2 に準じて作成した書類を添付すること。また、記入にあたっては変更前と変更後が比較対照できるよう変更前の数量、金額等を上段に括弧書きで記載し、変更後の数量、金額等を下段に記載すること。



文 書 番 号  
令和 年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

申請者 住所  
名称及び代表者氏名

令和 3 年度山形県中心市街地・商店街活性化支援事業費補助金  
補助事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった標記補助事業について、下記の理由により中止（廃止）したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第 7 条第 1 項第 1 号及び令和 3 年度山形県中心市街地・商店街活性化支援事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により、承認されるよう申請します。

記

- 1 中止（廃止）する事業名
- 2 中止（廃止）する理由
- 3 中止の期間（廃止の時期）

文 書 番 号  
令和 年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

申請者 住所  
名称及び代表者氏名

令和 3 年度山形県中心市街地・商店街活性化支援事業費補助金  
補助事業遅延等報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった標記補助事業について、下記のとおり事故があったので、山形県補助金等の適正化に関する規則第 7 条第 1 項第 2 号及び令和 3 年度山形県中心市街地・商店街活性化支援事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、報告します。

記

- 1 事業名
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 同上に要した経費
- 4 事故の内容及び原因
- 5 事故に対する措置
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

(注) 事故の理由を立証する書類を添付すること。

山形県知事 氏 名 殿

申請者 住所  
名称及び代表者氏名

令和 3 年度山形県中心市街地・商店街活性化支援事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知のあった標記補助事業について、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

1 概算払請求額 金 円

| 既交付決定額<br>(A) | 受領済額<br>(B) | 今回請求額<br>(C) | 残額<br>(A)-(B)-(C) | 事業完了予定日 |
|---------------|-------------|--------------|-------------------|---------|
| 円             | 円           | 円            | 円                 |         |

2 概算払を必要とする理由

別添理由書及び資金計画書のとおり

3 振込先口座

|       |        |
|-------|--------|
| 金融機関名 |        |
| 預金種別  | 普通・当座  |
| 口座番号  |        |
| 口座名義  | (フリガナ) |
|       |        |

山形県知事 氏 名 殿

申請者 住所  
名称及び代表者氏名

令和 3 年度山形県中心市街地・商店街活性化支援事業費補助金  
財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知のあった標記補助事業による取得財産を下記のとおり処分したいので、同補助金交付要綱第14条の規定により、承認されるよう申請します。

記

- 1 種類・名称
- 2 取得年月日
- 3 取得価格及び時価
- 4 処分の理由
- 5 処分の方法

山形県知事 氏 名 殿

申請者 住所  
名称及び代表者氏名

令和 3 年度山形県中心市街地・商店街活性化支援事業費補助金  
消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

標記補助事業交付要綱第16条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- |   |   |
|---|---|
| 1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額）                      | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額              | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）                               | 円 |

- (注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。  
2 課税業者の場合であっても、単純に補助金の8%又は10%相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。